

まちなかパフォーマンス（イベント型）補助金交付要綱

令和6年5月14日 文化スポーツ局長決定

（通則）

第1条 まちなかパフォーマンス（イベント型）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱において必要な事項を定める。

（目的）

第2条 この補助金は、審査に合格したアーティスト（以下、「登録アーティスト」という。）の活動機会の創出を図るとともに、警備配置や道路使用許可が必要となる等、登録アーティストだけでは会場利用が難しい会場において、まちの賑わいづくりや市民が気軽にアートに触れられる機会を増やし、神戸の文化芸術分野の持続的な事業継続及び発展を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第3条 補助事業等の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、補助対象事業を企画し、及び遂行する能力がある個人または団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税の滞納があるもの
- (2) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年神戸市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員。
- (3) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。
- (4) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者。

（補助対象事業）

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 登録アーティストを複数起用した、まちなかでの演奏会・パフォーマンス・アート展示等の無料イベント。
- (2) 神戸市の他の補助金の交付を受けて実施する事業でないこと。
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでないこと。（政治活動または宗教活動でないこと）
- (4) 営利を主目的とした活動でないこと
- (5) 公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他の権利を侵害するものでないこと。
- (7) その他、法令等に違反するものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費で、別表に掲げるものとする。

(補助金等の額)

第6条 市長は、一つの補助対象事業につき、補助対象経費の2分の1を上限として、最大50万円を予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金規則第5条の規定に基づき、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 実施計画書(様式第2号)
- (3) 収支予定書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金等交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金等不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金規則第18条第2項に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等請求書(概算払)(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 概算払の限度額は、交付決定した額の2分の1以内とする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の変更を行うときは、補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第7号)を、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適切であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第9号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業終了後から30日以内に、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、補助金規則第 16 条に基づく補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額等確定通知書(様式第 13 号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の補助金の額の確定後、補助金等請求書(様式第 14 号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金交付申請及び請求の内容に虚偽又は不正があったときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第 15 号)により、対象施設に対して速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる

(1) 前条の規定により、補助金交付決定が取り消されたとき。

(2) 補助金規則第 10 条又は第 19 条により、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消されたとき。

(帳簿の備付け)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、文化スポーツ局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 5 月 14 日から施行する。

(別表)

①出演・文芸費	企画制作費、出演料、警備計画書作成費 等
②舞台・設営費	照明費、音響費、会場設営費・撤去費、技術スタッフ料、 機材レンタル費、楽器レンタル費、運搬費 等
③警備費	警備費、交通整理スタッフ料 等
④広報費	ポスター・チラシ制作費、記録用カメラマン料、 立看板費 等
⑤委託費	企画委託費、運営委託費 等